



鳥取県公報

平成15年7月11日(金)
号外第108号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正(441) (管理課)..... 1
	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(442)(〃)..... 6

告 示

鳥取県告示第441号

平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)の一部を次のように改正する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに付与する。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 入札への参加を希望する別表の左欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前1年間(鋼橋工事にあつては、5年間)又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額があること。<u>ただし、鋼橋工事について(8)ウ(イ)に掲げる要件を満たす場合又はプレストレスト・コンクリート工事(以下「PC工事」という。)について(8)エ(イ)に掲げる要件を満たしている場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p>	<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに付与する。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 入札への参加を希望する別表の左欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前1年間(鋼橋工事にあつては、5年間)又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額があること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p>

(8) 特殊工事(ほ装工事(アスファルトによるものに限る。)) 港湾工事、鋼橋工事及びPC工事をいう。以下同じ。)にあつては、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア 略

イ 港湾工事

次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、港湾工事を施工した経験年数が3年以上あること。

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 港湾工事を施行した経験年数が2年以上である者を次の表の乗組員の欄に掲げる人数以上乗組員として配置できること。

この場合において、起重台船及びクラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。

区分	船 舶			乗 組 員				計
	船舶名	規格能力	隻数	備考	二級小型船舶操縦士	運 転 士	その他の船員	
略								
4	クラブしゅんせつ船		略					

ウ 鋼橋工事

(ア) (5)の本文の要件に該当する場合

- a 橋りょう(H型鋼を主桁とするものを除く。bにおいて同じ。)を製作し、及び架設した経験を有すること。
- b 略
- c 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場において、鋼橋を製作できること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に主たる事務所を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン(重量が7トン以上のものに限る。)
 - (b) 手動ガス切断機(JIS B 6802に適合しているものに限る。)及び自動ガス切断機(切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。)

(8) 特殊工事(ほ装工事(アスファルトによるものに限る。)) 港湾工事及び鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)をいう。以下同じ。)にあつては、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア 略

イ 港湾工事

次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、港湾工事を施工した経験年数が3年以上あること。

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 港湾工事を施行した経験年数が2年以上である者を次の表の乗組員の欄に掲げる人数以上乗組員として配置できること。

この場合において、起重台船及びクラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。

区分	船 舶			乗 組 員				計
	船舶名	規格能力	隻数	備考	二級小型船舶操縦士	運 転 士	その他の船員	
略								
4	クラブしゅんせつ船		略					

ウ 鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)

(ア) 共通事項

- a 橋りょう(H型鋼を主桁とするものを除く。)を製作し、及び架設した経験を有すること。
- b 略

(イ) 鋼橋工事に係る事項

鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場において、鋼橋を製作できること。

- (c) 自動溶接機(出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。) 交流溶接機(出力電流が300アンペア以上のものに限る。) 溶接棒乾燥機(出力電流が300キログラム以上のものに限る。) 及びスタッド溶接機(適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。)
- (d) ラジアルボール盤(穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。) 及び携帯式磁気応用穴開け機(穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。)
- (e) 空気圧縮機(5馬力(3.75キロワット)以上のものに限る。) ジャッキ(爪付き及び頭部加重が10トン以上のものに限る。) 及び油圧プレス(加圧能力200トン以上のものに限る。)
- c. 次の計測機器を有すること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d. 次の技術者を備えていること。
 - (a) 法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者
 - (b) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第517条の8の規定により実施される鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 社団法人日本溶接協会が実施する特別級、1級若しくは2級の溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 社団法人日本非破壊検査協会が実施するJ I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

(ウ) P C橋の工事に係る事項

- a. プレテンション桁橋については、J I S規格に適合する工場を有すること。
- b. ポストテンション桁橋については、工法についての特許又は当該工法を使用することができる権利を有すること。

(ア) (5)の本文の要件に該当する場合

- a 橋りょう(H型鋼を主桁とするものを除く。bにおいて同じ。)を製作し、及び架設した経験を有すること。
- b 橋りょうの上部工の製作に係る検査体制が確立していること。
- c プレテンション桁橋については、JIS規格に適合する工場を有すること。
- d ポストテンション桁橋については、工法についての特許又は当該工法を使用することができる権利を有すること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に主たる事務所を有すること。
- b プレテンション単純桁橋又はプレテンション連続桁橋に係る事項
JISA5373認定を取得した工場を有すること。
- c ポストテンション桁橋に係る事項
工法についての特許又は当該工法を使用することができる権利を有すること。
- d 次の技術者を備えていること。
 - (a) 法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者
 - (b) 労働安全衛生規則第517条の22の規定により実施されるコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を有する者
 - (d) 社団法人プレストレストコンクリート技術協会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
 - (e) 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
 - (f) 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

2 申請手続

(1) 提出書類

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類
 - (ア) 県内に主たる事務所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)
 - a ~ f 略
 - g 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9

2 申請手続

(1) 提出書類

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類
 - (ア) 県内に主たる事務所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)
 - a ~ f 略
 - g 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第8

号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)並びに県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)並びに県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書(いずれも平成14年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。)

(イ) 県外に主たる事務所を有する建設業者(以下「県外業者」という。)

a 及び b 略

c 県内に事務所又は事業所を有する者においては2(1)ア(ア)gに掲げる納税証明書、それ以外の者のうち法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の3)、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)(いずれも平成14年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。)

d ~ f 略

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、アの書類に加えて、(ア)a又は(イ)aに掲げる書類を提出すること。この場合においては、(ア)b又は(イ)bに掲げる事項に留意すること。

(ア) 県内業者及び港湾工事、鋼橋工事又はPC工事の入札参加資格を希望する県外業者

a 提出書類

(a)及び(b)略

(c) 職員調書(様式第10号)及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあっては、雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写し

(d)~(g)略

(h) PC工事の入札参加資格を希望する者においては、J I S A 5373認定書又はポストテンション^{けた}桁橋を製作する工法の特許に係る権利書の写し

b 提出に係る留意事項

(a) 港湾工事、鋼橋工事又はPC工事の入札参加資格を希望する者に係る事項

号書式(以下「第8号書式」という。)その3の3)並びに県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の2)並びに県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書(いずれも平成14年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。)

(イ) 県外に主たる事務所を有する建設業者(以下「県外業者」という。)

a 及び b 略

c 県内に事務所又は事業所を有する者においては2(1)ア(ア)gに掲げる納税証明書、それ以外の者のうち法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の3)、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の2)(いずれも平成14年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。)

d ~ f 略

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、アの書類に加えて、(ア)a又は(イ)aに掲げる書類を提出すること。この場合においては、(ア)b又は(イ)bの留意事項に留意すること。

(ア) 県内業者及び港湾工事又は鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)の入札参加資格を希望する県外業者

a 提出書類

(a)及び(b)略

(c) 職員調書(様式第10号)及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し

(d)~(g)略

b 提出に係る留意事項

(a) 港湾工事又は鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)の入札参加資格を希望する

提出後、職員調書（様式第10号）に記載している職員以外の者を職員とする場合は、当該職員を追加した職員調書並びに当該職員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを速やかに提出すること。この場合において、港湾工事の入札参加資格を希望する者にあつては、当該職員に係る実務経験調書（様式第12号）を併せて提出すること。

（b）略

（イ）略

（2）提出期間

次に掲げる期間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

ア 県内業者

（ア） 1(8)ウ(イ)による鋼橋工事又は1(8)エ(イ)によるPC工事の入札参加資格を希望する場合

平成15年7月11日（金）から平成16年1月30日（金）まで

（イ）（ア）以外の場合

平成14年6月28日（金）から平成15年1月31日（金）まで（経営事項審査の申請と同時に提出すること。）

イ 略

（3）及び（4）略

3～5 略

者に係る事項

提出後、職員調書（様式第10号）に記載している職員以外の者を職員とする場合は、当該職員を追加した職員調書並びに当該職員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを速やかに提出すること。この場合において、港湾工事の入札参加資格を希望する者にあつては、当該職員に係る実務経験調書（様式第12号）を併せて提出すること。

（b）略

（イ）略

（2）提出期間

次に掲げる期間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

ア 県内業者

平成14年6月28日（金）から平成15年1月31日（金）まで（経営事項審査の申請と同時に提出すること。）

イ 略

（3）及び（4）略

3～5 略

鳥取県告示第442号

平成16年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する工事の別表の左欄に掲げる種別（以下「発注工事種別」という。）

ごとに、次に掲げる要件をすべて満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 発注工事種別ごとに、別表の右欄に掲げる建設工事の種類に応じた法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていること。
- (3) 発注工事種別ごとに、別表の右欄に掲げる建設工事の種類に応じた直前審査(法第27条の23第1項の審査(以下「経営事項審査」という。))であって、審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡(以下「合併等」という。))の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年1月31日)までの間のものをいう。以下同じ。)を受けていること。
- (4) 発注工事種別について、直前審査に係る審査基準日前1年間(鋼橋工事にあつては、5年間)又は当該審査基準日から申請の日までの間に、工事を施工し、請負代金を受領していること。ただし、鋼橋工事について(7)ウ(イ)に掲げる要件を満たす場合又はプレストレスト・コンクリート工事(以下「PC工事」という。)について(7)エ(イ)に掲げる要件を満たしている場合にあつては、この限りでない。
- (5) 2(1)ア(ア)g又は(イ)c若しくはdに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (6) 経営事項審査又は入札参加資格審査において虚偽の申請を行っていないこと。
- (7) 特殊工事(ほ装工事(アスファルトによるものに限る。別表及び様式を除き、以下同じ。))、港湾工事、鋼橋工事及びPC工事をいう。以下同じ。)にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

ア ほ装工事

(ア) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。

- a 常勤の正社員であり、かつ、舗装施工管理技術者の登録を受けている者であつて、アスファルト合材の品質管理を行うことができるもの 1名以上
- b 常勤の正社員であつて、ほ装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できるもの 1名以上

(イ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。

常勤の正社員であつて、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者並びにレーキマン(舗装において、最後の微調整を専門的に行う者をいう。以下同じ。)各1名以上

(ウ) 次の舗装用機械を県内の営業所に常に備えていること。

自己が保有し、又はリース契約(リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数の70パーセント以上(当該年数が10年以上の場合は、60パーセント以上)120パーセント以下で、リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当し、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。)により使用する次の表に掲げる機械

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

(エ) 表層工(舗装補修におけるオーバーレイ及びレベリング層を含む。)、基礎工及び上層路盤工(特殊工法部分、路面切削、ガードレール、側溝、街渠その他別に定めるものを除く。)を自ら施工できること。

イ 港湾工事

次に掲げる要件を満たし、かつ、直前審査に係る審査基準日及び当該審査基準日から申請の日までの間に施工した港湾工事の工期の合計が3年以上となること。

(ア) 次の技術者を備えていること。

- a 港湾工事の監督業務に従事した期間が5年以上ある専任技術者 1名以上
- b 港湾工事の監督業務に従事した期間が2年以上ある補助技術者 1名以上

(イ) 自己が保有し、又はリース契約により使用する次の表に掲げる船舶をそれぞれ1隻以上保有していること。

区分	船 船		乗 組 員		
	船 船 名	規格能力	二級小型船舶操縦士	運転士	その他の船員
1	え い 船	100馬力以上	2		1
2	起 重 台 船	25トン吊以上		1	3
3	台 船	20トン積以上			2
4	グラブしゅんせつ船(50トンの積台船で、0.6立方メートルのクラムを積載できるものを含む。)	100馬力以上		1	3

(ウ) 港湾工事において(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に従事した期間が2年以上ある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上配置できること。この場合において、起重台船及びグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。

ウ 鋼橋工事

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

- a 橋りょう(H型鋼を主桁とするものを除く。bにおいて同じ。)を製作し、及び架設した経験を有すること。
- b 橋りょうの上部工の製作に係る検査体制が確立していること。
- c 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場において、鋼橋を製作できること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に主たる事務所を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン(重量が7トン以上のものに限る。)
 - (b) 手動ガス切断機(J I S B 6802に適合しているものに限る。)及び自動ガス切断機(切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。)
 - (c) 自動溶接機(出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。)、交流溶接機(出力電流が300アンペア以上のものに限る。)、溶接棒乾燥機(出力電流が300キログラム以上のものに限る。)及びスタッド溶接機(適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。)
 - (d) ラジアルボール盤(穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。)及び携帯式磁気応用穴開け機(穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。)
 - (e) 空気圧縮機(5馬力(3.75キロワット)以上のものに限る。)、ジャッキ(爪付き及び頭部加重が10トン以上のものに限る。)及び油圧プレス(加圧能力200トン以上のものに限る。)
- c 次の計測機器を有すること。

- (a) 超音波探傷器
- (b) 携帯式工業エックス線装置
- (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を備えていること。
 - (a) 法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者
 - (b) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第517条の8の規定により実施される鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 社団法人日本溶接協会が実施する特別級、1級若しくは2級の溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 社団法人日本非破壊検査協会が実施するJ I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

エ P C 工事

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

- a 橋りょう(H型鋼を主桁とするものを除く。bにおいて同じ。)を製作し、及び架設した経験を有すること。
- b 橋りょうの上部工の製作に係る検査体制が確立していること。
- c プレテンション^{けた}桁橋については、J I S規格に適合する工場を有すること。
- d ポストテンション^{けた}桁橋については、工法についての特許又は当該工法を使用することができる権利を有すること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に主たる事務所を有すること。
- b プレテンション単純^{けた}桁橋又はプレテンション連続^{けた}桁橋に係る事項J I S A 5373認定を取得した工場を有していること。
- c ポストテンション^{けた}桁橋に係る事項
工法についての特許又は当該工法を使用することができる権利を有していること。
- d 次の技術者を備えていること。
 - (a) 法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者
 - (b) 労働安全衛生規則第517条の22の規定により実施されるコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を有する者
 - (d) 社団法人プレストレストコンクリート技術協会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
 - (e) 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
 - (f) 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類

- (ア) 県内に主たる事務所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)
 - a 営業の沿革(様式第2号)
 - b 直前の営業年度における工事施工金額調書(様式第3号)

- c 工事経歴書(様式第4号)
- d 職員調書(様式第5号)
- e 研修の状況(様式第6号)
- f 営業用機械器具調書(様式第7号)
- g 次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する平成15年4月1日以降に交付された納税証明書
 - (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。以下同じ。)に係るもの(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。)に係るもの
 - (b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの(第9号書式その3の2)並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。)に係るもの
- h 建設業許可通知書の写し
- (イ) 県外に主たる事務所を有する建設業者(以下「県外業者」という。)
 - a 直前審査の結果通知書の写し
 - b 直前審査の審査基準日に係る建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の3に規定する工事経歴書の写し又は工事経歴書(様式第4号)
 - c 県内に事務所又は事業所を有する者^にあっては、2(1)ア(ア)gに定める納税証明書
 - d 県内に事務所又は事業所を有しない者^にあっては、次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する平成15年4月1日以降に交付された納税証明書
 - (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税(第9号書式その3の3)
 - (b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税(第9号書式その3の2)
 - e 法人にあっては、商業登記簿の謄本
 - f 建設業許可証明書
 - g 入札の参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)
- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、アの書類に加えて、(ア)a又は(イ)aに掲げる書類を提出すること。この場合において、(ア)b又は(イ)bに掲げる事項に留意すること。
 - (ア) 県内業者及び港湾工事、鋼橋工事又はPC工事の入札参加資格を希望する県外業者
 - a 提出書類
 - (a) 特殊工事入札参加資格審査添付書類(様式第8号)
 - (b) 誓約書(様式第9号)(ほ装工事の入札参加資格を希望する県内業者に限る。)
 - (c) 職員調書(様式第10号)及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあっては、雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写し
 - (d) 職員写真(様式第11号)(ほ装工事の入札参加資格を希望する県内業者に限る。)
 - (e) 実務経験調書(様式第12号)(港湾工事の入札参加資格を希望する者に限る。)
 - (f) 機械調書(様式第13号)及び当該機械調書に記載した機械の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し
 - (g) 機械写真(様式第14号)
 - (h) PC工事の入札参加資格を希望する者^にあっては、JIS A5373認定書又はポストテンション桁橋^{けた}を製作する工法の特許に係る権利書の写し
 - b 提出に係る留意事項
 - (a) 港湾工事、鋼橋工事又はPC工事の入札参加資格を希望する者に係る事項
 - 提出後、職員調書(様式第10号)に記載している職員以外の者を職員とする場合は、当該職員を追加した職員調書並びに当該職員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを

速やかに提出すること。この場合において、港湾工事の入札参加資格を希望する者にとっては、当該職員に係る実務経験調書（様式第12号）を併せて提出すること。

(b) ほ装工事の入札参加資格を希望する県内業者に係る事項

ほ装工事の入札参加資格を希望する県内業者は、現地での確認用として様式第8号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号を2部追加して提出することとし、提出した書類の内容に変更を生じた場合は、様式第8号及び変更後の書類を速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第10号）に記載している職員以外の者を職員とする場合は、当該職員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを併せて提出すること。

(イ) ほ装工事（アスファルトによるものに限る。）の入札参加資格を希望する県外業者

a 提出書類

(a) ほ装工事（アスファルト）入札参加資格審査添付書類（様式第15号）

(b) 誓約書（様式第16号）

(c) 職員調書（様式第17号）並びに直接舗設に携わる職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県内の営業所に常時勤務するすべての正社員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写し

(d) 職員写真（様式第18号）

(e) 機械設備調書（様式第19号）及び当該機械設備調書に記載した機械の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し

(f) 機械設備写真（様式第20号）

b 提出に係る留意事項

現地での確認用として様式第15号から様式第20号までの書類を10部追加して提出することとし、提出した書類の内容に変更を生じた場合は、様式第15号及び変更後の書類を速やかに提出すること。

(2) 提出期間

次に掲げる期間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

ア 県内業者

平成15年7月11日（金）から平成16年1月30日（金）まで（経営事項審査の申請と同時に提出すること。）

イ 県外業者

平成16年2月2日（月）から同月27日（金）まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

ア 県内業者

持参すること。

イ 県外業者

持参し、又は送付すること（送付の場合は、平成16年2月27日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。）

(4) 提出先

鳥取県県土整備部管理課建設係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成14年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、これを付与された日から平成17年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が直前審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（審査基準日が平成15年10月1日から平成16年9月30日（合併等の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、満了日）までの間のものに限る。）の申請を行っていない場合 満了日
- (2) 平成17年度及び平成18年度の建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、その審査申請手続等が平成17年2月1日までに告示されていない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日